

# 沖縄州市制施行 50 周年記念誌発行等業務委託に係る プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務の目的

コザ市と美里村が合併し「沖縄市」が誕生してから 50 周年の節目に記念誌及び記念映像を制作することで、これまでの市の歩みを振り返るとともに現状を認識し、将来を展望することにより、市民らの郷土への誇りや親しみを育むとともに、この先の 50 年を見据えた明るいまちづくりの実現につなげていくことを目的とする。

### (2) 業務名称

沖縄州市制施行 50 周年記念誌発行等業務

### (3) 業務内容

別添「沖縄州市制施行 50 周年記念誌発行等業務委託概要仕様書」に基づく

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日

### (5) 業務決定方法

公募型プロポーザル（書類審査及びプレゼンテーション）

### (6) 提案書類

「5. 提案書類等」に示す通り

## 2. 提案上限額

6,097,000 円（消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、県内に本店を有する者又は、県内に本店を有する者を代表者とする共同企業体で、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

### (1) 単体企業として参加する場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 24 年 4 月 16 日決裁）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- ⑥ 過去5年以内に元請としての同種・類似業務実績を有すること。ここでいう同種・類似業務とは、令和元年度以降に元請として完了した、地方自治体及び民間企業の記念誌やその他刊行物の製作、地方自治体及び民間企業の記念映像やPR動画の制作実績とする。  
※共同企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- ⑦ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑧ その他本業務を確実に遂行できること。

#### (2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。この場合においては、参加申請書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙「コンソーシアム協定書（例）」参照）を参加申請書の提出時に添付するものとする。なお共同企業体の代表者の業務分担割合は、全業務の過半以上の割合とすること。

#### 4. スケジュール

- (1) 公募期間 5月1日(水)～5月24日(金) 正午まで
- (2) 質問書の受付期間 5月1日(水)～5月10日(金) 正午まで
- (3) 質問書に対する回答 質問を担当課が受理した日から3日（休日を含まない）以内に参加申請書を提出した全ての者に対して、電子メールにより行う。
- (4) 第一次審査（書類審査） 5月27日（月）
- (5) 第一次審査結果通知 5月28日（火）
- (6) 第二次審査（プレゼンテーションの実施及び評価委員会） 6月3日（月） ※予定
- (7) 第二次審査結果通知 6月上旬 ※予定
- (8) 契約締結予定 6月中旬 ※予定

## 5. 提出書類等

### (1) 参加申請書

提出書類	様式等	部数
参加申請書	様式-1	1部
履歴事項全部 証明書等	法人の場合「登記簿謄本」 商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 商号登記していない個人の場合「身分証明書」1部	1部
滞納のない 証明書	法人の場合 「市町村税」「法人税」「消費税および地方消費税」 個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」	各1部
財務諸表		1部

※共同企業体を組織する場合は、共同企業体の設置に関する協定書も提出すること。

### (2) 企画提案書

提出書類	様式等	部数
企画提案書	様式-2 (企画提案書表紙)	1部
	様式-3 (会社の概要、経営規模等)	8部 ※様式-7～様式-10とは別留め
	様式-4 (会社の業務実績) ※証明する契約書の写し等を添付すること	
	様式-5 (業務実施体制)	
	様式-6 (主任担当者等の経歴及び実績)	
	様式-7 (業務実施方針)	
	様式-8 (業務計画)	8部 ※様式-3～様式-6とは別留め
	様式-9 (企画提案：記念誌製作・記念映像制作)	
	様式-10 (見積書)	
	提出企業パンフレット	1部
	これまでに制作した記念映像(本件仕様に類する又は近い映像可)を提出	1部 (DVD-R)
	上記の電子データ	上記企画提案書(様式-2～様式-10)のワードファイル

※必要に応じて、追加資料の提出等を求めることがある。

※様式様式-5、様式-7、様式-8、様式-9、様式-10は各社の任意様式可とする。

※様式-10(見積書)には、記念誌製作と記念映像制作に分けて、各項目の見積額を記載すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

- ① 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- ② 提出された参加申請書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ③ 提出期限を過ぎた後は、参加申請書及び企画提案書の改変はできないものとする。

(4) 無効となる参加申請書又は企画提案書

提出された参加申請書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 措置事項

参加申請書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された参加申請書及び企画提案書は、返却しない。
- ② 提出された参加申請書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ③ 特定された企画提案書のうち業務実施方針及び企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

## 6. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法： 持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

### 【提出先】

沖縄市役所 総務部 秘書広報課 広報広聴係 担当：島袋  
(所在地) 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
(電話番号) 098-939-1212 (内線2372)

(2) 受付期間 5月1日(水)～5月24日(金) 正午まで

(3) 提出部数 提案書類 8部 (原本1部・副本7部)

## 7. 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、参加申請書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施内容に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。質問をする場合は内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メールで提出すること。

【様式】 様式-11 (質問書)

【質問受付期間】 5月1日(水)～5月10日(金) 正午まで

【送付先アドレス】 a12kouty@city.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、質問を担当課が受理した日から3日(休日を含まない)以内に参加申請書を提出した全ての者に対して、電子メールにより行う。

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査 (書類審査)

提出された提案書類を下記9(1)に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第二次審査を実施する旨通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第一次審査で選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9（2）に示す評価基準に基づき審査を行い、第一次審査及び第二次審査の各委員の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

(3) 第二次審査の結果通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

## 9. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査（30点満点）

- ①企業（企業信頼度、業務実績、地理的優位性） 12点
- ②主任担当者（経験年数、業務実績） 12点
- ③担当者（経験年数、業務実績） 6点

(2) 第二次審査（50点満点）

別添概要仕様書に示す業務内容について、業務実施方針や業務遂行力、記念誌製作及び記念映像制作が具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に審査を行う。

評価項目	評価の視点
業務実施方針	業務の目的及び業務内容について、沖縄市の特性を十分に理解し、的確な課題認識等がなされているか。
業務遂行力	業務遂行について、的確な業務実施体制が構築され、実現可能な業務手順・適正な工程計画がなされているか。
記念誌製作 （オリジナル企画）	幅広い読者層を想定し、写真やイラスト等を多用した視覚に訴えるレイアウトとするとともに、多くの市民等が興味・関心を持ち、市の魅力を再認識できるオリジナル企画となっているか。
記念誌製作 （オリジナル企画 以外）	幅広い読者層を想定し、「インタビュー記事」「写真で見る今と昔」「歴史紹介」「施設紹介」「まちの魅力紹介」「兄弟・姉妹都市紹介」「市民へのアンケート」の項目ごとに市民の興味関心を引き、わかりやすく情報が伝わるよう、読みやすさや見やすさ等が考慮された紙

	面となっているか。
記念映像制作 (独創性)	提案内容に発見や気づきがあるなど、独創性のあるオリジナル企画となっているか。
記念映像制作 (効果的な提案)	概要仕様書に記載の「構成イメージ」を実現するための具体的かつ効果的な提案となっているか。

## 10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 業務見積額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 提案書等の提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

## 11. 契約に関する事項

### (1) 委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した委託契約候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託契約候補者として再特定する。

- ① 委託契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 委託契約候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 委託契約候補者から見積徴収した結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 委託契約候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により委託契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

### (2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

### (3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 委託業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行うものとする。

- ② 業務実施体制に記載した配置予定者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 1 2. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る費用は、その一切を提出者の負担とする。
- (4) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの委託契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (5) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。